市・県民税の申告

問合せ　税務課市民税担当☎(43)1111内線133
FAX(43)1125

申告は3月16日までに

▼申告日程

受付時間（全日程とも）　午前の部：午前8時30分～11時(整理券は8時15分から発券)
午後の部：午後1時～3時30分(整理券は1時から発券)

とき	ところ	対象地区
2月16日(月)	ウェルス幸手2階研修室	惣新田、細野、西関宿、花島、中島、槙野地、神扇、平野、中野、長間
17日(火)		上吉羽、神明内、木立、下宇和田、上宇和田、下吉羽
18日(水)		栄1～3番
19日(木)		栄4～7番
20日(金)		戸島、戸島1・2丁目、吉野、吉野1丁目、天神島、天神島1丁目、平須賀、平須賀1・2丁目
22日(日)	市役所第二庁舎2階第1会議室	平日に申告ができない人
23日(月)		緑台1・2丁目
24日(火)		東1・2丁目
25日(水)		東3～5丁目
26日(木)		中1～3丁目
27日(金)		中4丁目、北2・3丁目
3月2日(月)		中5丁目
3日(火)		北1丁目
4日(水)		大字幸手1～3,300番台・5,000番台、内国府間、外国府間、権現堂
5日(木)		上高野、上高野1丁目
6日(金)		南1・2丁目
9日(月)		南3丁目
10日(火)	コミュニティセンター集会室	大字幸手3,400～4,000番台、西1・2丁目
11日(水)		中川崎、下川崎、松石、高須賀
12日(木)		香日向1～4丁目
13日(金)		千塚、円藤内
16日(月)		上記の日程に申告ができない人

税理士会による無料申告相談

2月16日(月)～19日(木)
午前9時～11時
午後1時30分～3時30分

相談内容は、所得税のみ(青色申告・譲渡所得等を除く)となります。

・指定日に都合が付かない人は、上記日程の中で都合の良い日にお越しください。
・各会場の受付初日および午前中は大変混み合います。待ち時間が長くなりますので、時間に余裕をもってお越しください。なお、例年、午後の方が比較的空いています。
・申告期間中は、税務課窓口では申告できませんので、お手数でも申告会場までお越しください。
・駐車場には限りがありますので、なるべく車の利用はご遠慮ください。
・郵送による受付もしています。詳細については、税務課にお問い合わせください。

市・県民税の申告の受付を上記日程のとおり行います。申告期限内に忘れずに申告をお願いします。

▼申告が必要な人

平成27年1月1日現在、幸手市に住所があり、つぎのいずれかに該当する人

①給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
②給与所得以外の所得(不動産所得や雑所得など)があった人
③給与を2か所以上から受けた人
④幸手市には住んでいないが、店舗を構えて営業した人
⑤平成26年中に所得がなかった人でも、非課税証明書や所得証明書などの証明書を必要とする人

※平成26年分の所得税の確定申告書を提出した(する予定の)人は、市・県民税の申告をする必要はありません。

▼申告に必要なもの

①申告書
②印鑑
③給与または公的年金所得者は源泉徴収票
④事業または農業所得者は収支内訳書(事前に記入済みのもの)など
⑤国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金などの領収書または控除証明書
⑥生命保険(一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険)、地震保険などの控除証明書
⑦医療費控除を受ける人は、平成26年中に支払った医療費の領収書および保険などで補てんされた金額が分かるもの(事前に1年間分の合計額を計算)

※「医療費の明細書」の用紙は、税務課窓口で配布しています。また、市ホームページ(http://www.city.satte.lg.jp)からダウンロードすることもできます。

⑧障害者控除を受ける人は、障害者手帳、療育手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書(郵送の場合は写しを添付)
⑨勤労学生控除を受ける人は、学生証(郵送の場合は写しを添付)
⑩そのほか控除に必要なもの

所得税の申告

問合せ　春日部税務署（春日部市大沼2丁目12番地1）
☎048（733）2111（自動音声ガイダンス）

■ 確定申告が必要な人

①事業所得などがある人

事業をしている人、不動産収入があった人、土地や建物を売った人などで、計算の結果、所得税が課税される人

②給与所得などがある人

大部分の給与所得者は、年末調整で所得税の納税を完了しますが、つぎの場合は確定申告が必要となります。

- 前年（平成26年1月1日～12月31日）の給与収入金額が2,000万円を超えたとき
- 給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超えたとき
- 給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超えたとき

※春日部税務署での平成26年分所得税の確定申告の受付期間は2月16日（月）～3月16日（月）です。なお、土曜・日曜日の受付は2月22日（日）と3月1日（日）のみとなります。

■ 市内会場での受付

確定申告は、市内の各申告会場（右ページの日程）でもできますが、つぎの人は市内会場での申告はできませんので、税務署までお願いします。

- 青色申告・損失申告・準確定申告（納税者が死亡した場合の相続人の申告）・過年度申告をする人
- 源泉徴収票のない人で、確定申告をする人
- 土地・家屋、株、ゴルフ会員権などの譲渡所得の申告をする人（公共用地の土地収用に係る譲渡所得も含む）
- 雑損控除の申告をする人
- 投資信託などに伴う所得の申告をする人
- 申告分離課税を選択する配当所得の申告をする人
- 初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人
- 住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定住宅新築等特別税額控除の申告をする人

春日部税務署案内図

交通
- 東武線春日部駅（西口）から徒歩20分
- 朝日バス（春日部温泉行）バス停「地方庁舎前」から徒歩2分

※駐車場が狭いため、車の利用はご遠慮ください。

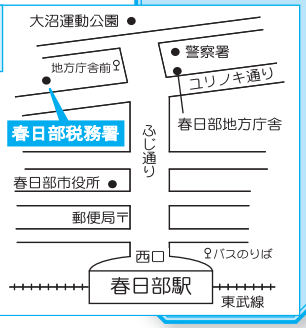

公的年金等の収入金額が400万円以下の人へ

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告をする必要はありませんが、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などについて、市・県民税の申告をすることで税額を低く抑えることができる場合があります。ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

申告が必要かどうかについては、右図をご覧ください。

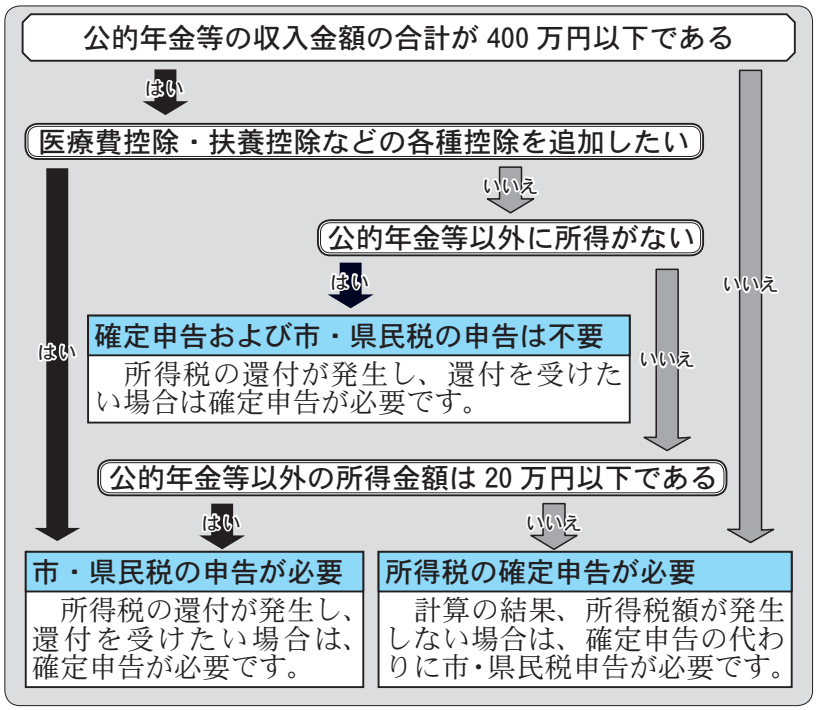

※今回の主な税制改正の内容については、4ページを参照してください。